

5(1)青少年センター感染防止個別ガイドライン 紅葉ヶ丘ホール等に関すること

令和2年7月10日
改定 令和2年9月4日
改定 令和3年10月25日
改定 令和4年6月25日
改定 令和4年12月22日
改定 令和5年3月23日
改定 令和5年5月8日
ホール運営課

本ガイドラインは、県立青少年センターのホール、スタジオ HIKARI、練習室、交流スペース及び楽屋等付帯施設（以下「ホール等」という。）を使用する際に、施設管理者（県立青少年センター）及び公演等主催者（当該施設で公演又は催事等を主催する事業者等。稽古、リハーサルなどの利用を含む。）が実施すべき新型コロナウイルス感染症拡大予防の基本的な対策を整理して記載したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染状況の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

1 感染防止のための基本的考え方

施設管理者及び公演等主催者は、ホール等の使用に当たって、施設の特性や公演の規模、態様を十分に踏まえ、基本的な感染対策や衛生管理に努めるものとする。

- 換気の実施
- 混雑の回避
- 手洗い・手指消毒の推奨

2 施設管理者が行う具体的対策

(1) 施設内の各所における対応策

- 入口、ロビー、受付、ホール等
 - 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒薬等を設置する。
 - 定期的な換気を実施する。
- その他
 - 感染が疑われる者が発生した場合を想定し、隔離できる部屋を確保する。

(2) 従事者（当該施設の管理運営に従事する者）の感染防止策

- 手洗い、うがい、マスク（窓口や接客時等）を着用する。
- 発熱や体調不良時は、出勤を控え自宅で待機する。
- 清掃やゴミを回収する者は、マスク、手袋を着用する。
- マスクや手袋を外した後は、石鹸と流水で手を洗淨する。

(3) 周知・広報

- ホームページ・施設内掲示等により、次のことについて来場者（公演を鑑賞等するため、施設に来場する者）に対して注意喚起を行う。
 - 咳エチケット、手洗い・手指の消毒を推奨する。
 - 発熱や体調不良時は、来場を控えること。

3 公演等主催者が行う対策

○公演等の企画、舞台づくりや客席や受付の配置などの利用計画を作るに当たっては、混雑を避ける方策など感染防止対策を考慮してください。

○手指の消毒液等設置の推奨

- 公演等で使用する場所内に必要に応じて手指の消毒薬等の設置を推奨します。

○周知・広報

感染予防のため、来場者に対し以下について周知すること。

- 咳エチケット、手洗い・手指の消毒を推奨する。
- 発熱や体調不良時は、入場しないよう呼びかける。

○来場者の入場時

- 来場者に、咳エチケット、手洗い・手指の消毒の推奨を呼びかけること。
- 発熱や体調不良時は入場を控えてもらうこと。
- 入場時のチケットもぎりについては、係員の手指消毒を推奨します。
- 余裕を持った入場時間の設定、時間差での入場、入場待機列の設定等、入場時の混雑を避ける工夫をした対応を行うこと。

○公演等会場内の感染防止策

- 空調による換気に加え、サーキュレーター等を用いた換気の実施に努めること。
- 休憩時間の設定に当たっては、トイレなどの混雑緩和に努めるように考慮すること。

○公演等関係者（出演者及び公演の開催に携わるスタッフ）の感染防止策

- 発熱や体調不良時は自宅待機とすること。
- 公演等前後の手指消毒を推奨します。
- 舞台上、楽屋、ホワイエ等のゴミ類は密封して全て持ち帰ること。
- 稽古、仕込み、リハーサル、撤去時においても、基本的な感染防止措置を講ずること。

○当日券、物販時の対応

- 当日券販売や物販に携わる者は手指の消毒を推奨します。
- 購買者が並ぶ場合には、混雑を避けるため、必要に応じて誘導等の措置を講ずること。

○来場者の退場時の対応

- 余裕を持った退場時間を設定し、時間差での退場などの工夫を行うこと。

4 感染が疑われる者が発生した場合の対応

- 感染が疑われる者が発生した場合、施設管理者と公演等主催者は、協力して対応すること。
- 感染が疑われる者は、速やかに別室へ案内する。
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底すること。